



埼玉労働局発表
令和3年7月30日

〔照会先〕
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 阿部 恭之
産業安全専門官 堀川 道歳
電話番号 048-600-6206

報道関係者各位

今年上半期の労働災害発生状況(6月末集計)

～対前年同期比で死亡者数は1人減、休業4日以上之死傷者数は33%増～

今年上半期(1月～6月)の埼玉県内の事業場における休業4日以上労働災害発生状況を取りまとめたので公表します。

死亡者数は9人で対前年同期比1人(10.0%)減、休業4日以上之死傷者数は3,067人で対前年同期比761人(33.0%)増となっています。

今年の特徴は、「動作の反動・無理な動作」(腰痛等)による休業4日以上之死傷者数が増加していることから、増加割合の高い小売業、陸上貨物運送事業等での腰痛予防対策の徹底を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症について、「取組の5つのポイント」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図ります。(資料6、7参照)

1 死亡者数(資料1、4、5参照)

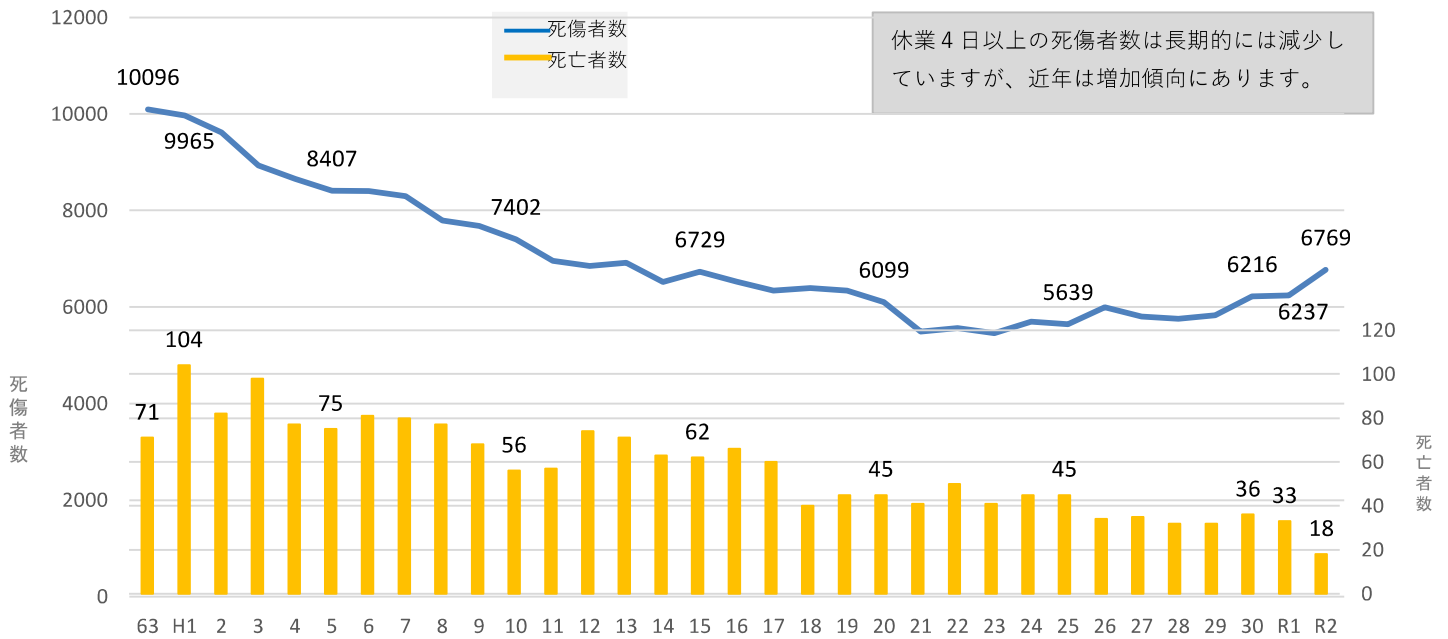
- (1) 死亡者数は9人で対前年同期比1人(10.0%)減となっています。
- (2) 業種別で見ると、製造業2人、建設業2人、陸上貨物運送事業2人等となっており、このうち、建設業では大きく減少(7人→2人)しています。
- (3) 事故の型別で見ると、「交通事故」4人、「激突され」2人等となっています。

2 休業4日以上之死傷者数(資料1～4参照)

- (1) 休業4日以上之死傷者数は3,067人で対前年同期比761人(33.0%)増となっています。
- (2) 業種別で見ると、製造業662人(162人、32.4%増)、陸上貨物運送事業511人(58人、12.8%増)、小売業305人(33人、12.1%増)、社会福祉施設304人(130人、74.7%増)、建設業254人(28人、12.4%増)、飲食店119人(22人、22.7%増)等となっています。
- (3) 事故の型別で見ると、「転倒」595人(68人、12.9%増)、「動作の反動・無理な動作」(腰痛)490人(112人、29.6%増)、「墜落・転落」390人(19人、5.1%増)等となっています。
- (4) 新型コロナウイルス感染症による死傷者数で見ると、464人(440人増)となっており、その内訳は医療保健業252人(228人増)、社会福祉施設99人(98人増)等となっています。

埼玉県内の事業場における労働災害発生状況の推移

資料1



死傷者数(休業4日以上)

(人)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
1 製造業	1,406	1,486	1,383	1,504	1,401	1,407	1,396	1,427	1,464	1,366
2 建設業	783	748	755	857	684	604	657	650	611	618
3 陸上貨物 運送事業	1,006	1,000	980	1,025	1,070	1,047	1,062	1,151	1,211	1,263
4 小売業	568	610	635	691	735	710	673	766	716	790
6 社会福祉 施設	194	211	264	291	323	373	376	435	418	663
5 飲食店	178	184	193	205	237	233	228	248	284	299
全産業	5,460	5,695	5,639	5,990	5,800	5,754	5,824	6,216	6,237	6,769

R3年	対前年同期比	増減率	
662	500	162	32.4%
254	226	28	12.4%
511	453	58	12.8%
305	272	33	12.1%
304	174	130	74.7%
119	97	22	22.7%
3,067	2,306	761	33.0%

資料 労働者死傷病報告
※令和3年は6月末集計

死亡者数

(人)

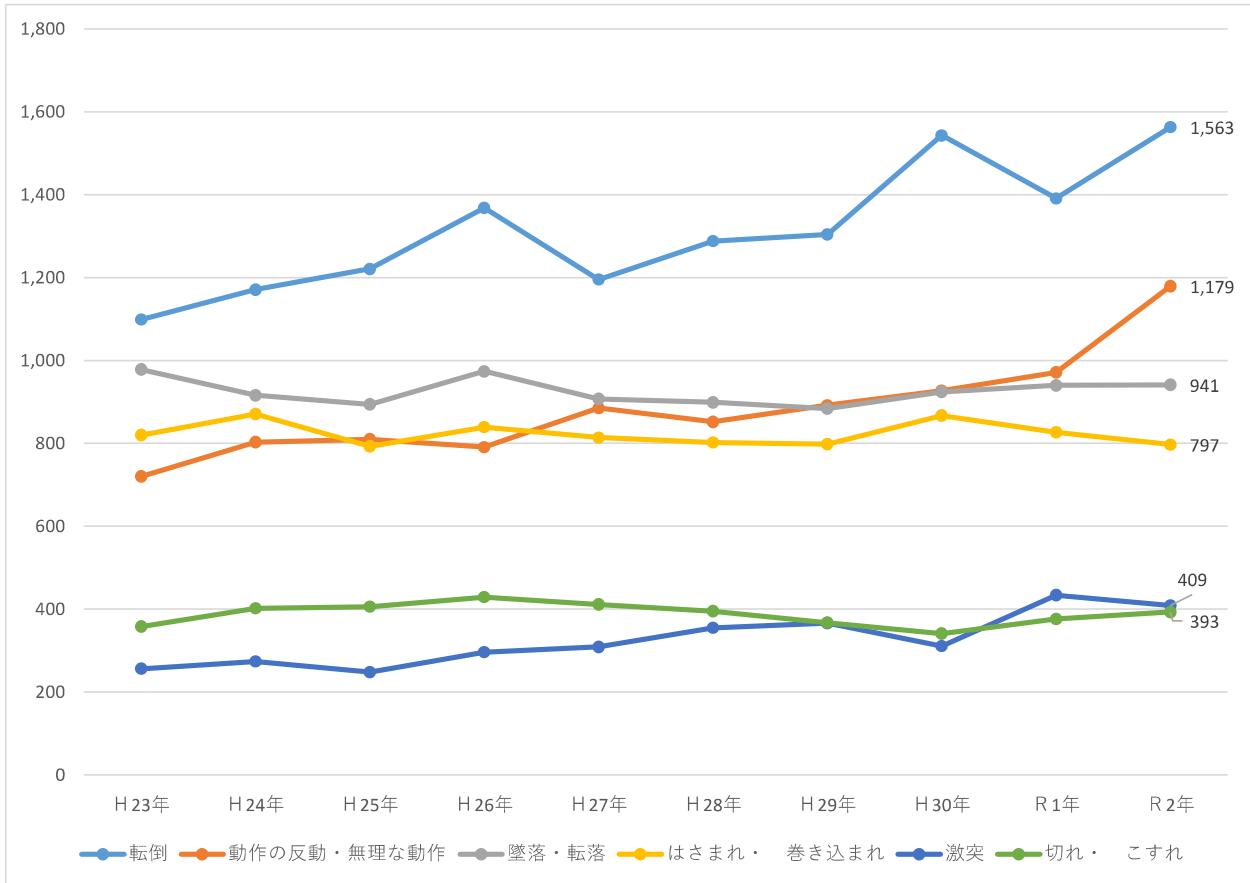
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
1 製造業	6	15	10	7	6	9	3	9	4	4
2 建設業	9	13	12	16	15	6	13	12	10	8
3 陸上貨物 運送事業	8	7	5	6	5	7	6	2	8	1
4 林業	1	1	1				1	1		1
5 上記以外	17	9	17	5	9	10	9	12	11	4
全産業	41	45	45	34	35	32	32	36	33	18

R3年	対前年同期比	増減率	
2	1	1	100.0%
2	7	-5	-71.4%
2		2	100.0%
3	2	1	50.0%
9	10	-1	-10.0%

資料 死亡災害報告
※令和3年は6月末集計

休業4日以上の死傷者数の推移（事故の型別）

資料2



	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	対前年同期比	増減率	
転倒	1,099	1,171	1,221	1,368	1,195	1,288	1,304	1,543	1,391	1,563	595	527	68	12.9%
動作の反動・無理な動作	720	803	810	791	885	852	892	927	971	1,179	490	378	112	29.6%
墜落・転落	978	916	894	974	907	899	884	924	940	941	390	371	19	5.1%
はさまれ・巻き込まれ	820	871	793	839	814	802	798	867	827	797	317	290	27	9.3%
激突	256	274	248	296	309	355	366	311	434	409	176	140	36	25.7%
切れ・こすれ	358	402	406	429	411	395	367	341	376	393	146	150	-4	-2.7%
新型コロナウイルス感染症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	265	464	24	440	1833.3%

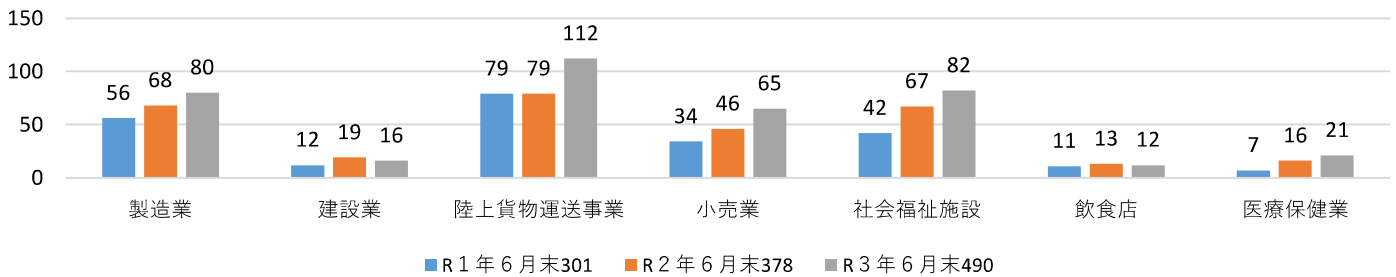
資料 労働者死傷病報告
※令和3年は6月末集計

令和3年 事故の型別・業種別休業4日以上死傷者数（6月末集計）

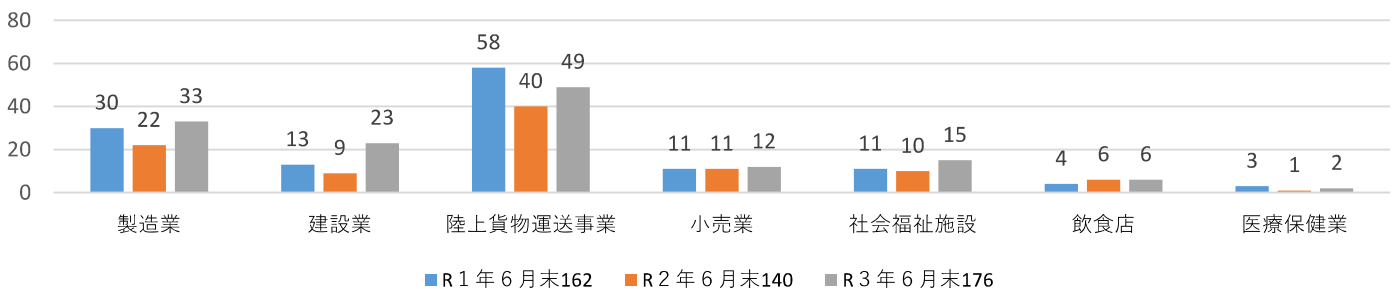
(人)

	動作の反動・無理な動作	激突	転倒	はさまれ・巻き込まれ	墜落・転落	切れ・こすれ	新型コロナウイルス感染症	左記以外	「新型コロナウイルス感染症」を除く		「新型コロナウイルス感染症」を含む	
									合計	前年比	合計	前年比
製造業	80	33	116	135	45	43	95	115	567	+68 (13.6%)	662	+162 (32.4%)
建設業	16	23	19	47	80	20	1	48	253	+27 (11.9%)	254	+28 (12.4%)
陸上貨物運送事業	112	49	81	48	124	3	8	86	503	+50 (10.4%)	511	+58 (12.9%)
小売業	65	12	99	11	27	30	0	61	305	+33 (12.1%)	305	+33 (12.1%)
社会福祉施設	82	15	57	2	7	3	99	39	205	+32 (18.5%)	304	+130 (74.7%)
飲食店	12	6	12	2	6	24	2	55	117	+20 (20.6%)	119	+22 (22.7%)
医療保健業	21	2	14	3	3	0	252	17	60	+14 (30.4%)	312	+244 (358.8%)
上記以外	102	36	197	69	98	23	7	68	593	+102 (20.7%)	600	+84 (16.3%)
合計	490	176	595	317	390	146	464	489	2,603	+322 (14.0%)	3,067	+761 (33.0%)
前年比	+112 (29.6%)	+36 (25.7%)	+68 (12.9%)	+27 (9.3%)	+19 (5.1%)	-4 (-2.7%)	+440 (1833.3%)	+63 (14.8%)	+322 (14.0%)		+761 (33.0%)	

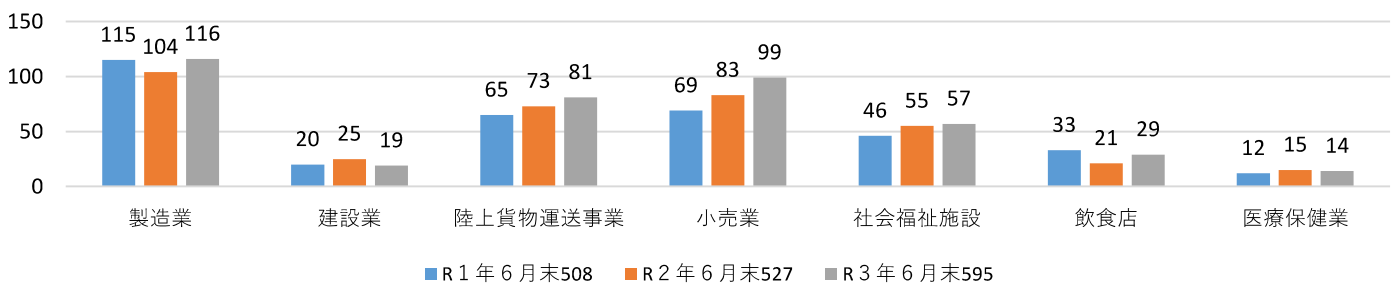
動作の反動・無理な動作（各年6月末集計）



激突（各年6月末集計）



転倒（各年6月末集計）



令和3年の休業4日以上の死傷者数のうち、新型コロナウイルス感染症にかかるものは464人であり、その内訳は①医療保健業252人②社会福祉施設99人、③製造業95人、その他18人である。

※「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(埼玉労働局ホームページからダウンロード)を活用して感染拡大防止を推進してください。

令和2年3年埼玉県内の事業場における業種別・署別労働災害発生状況(休業4日以上・死亡)

各年6月末集計

埼玉労働局労働基準部健康安全課

署別 年別	さいたま		川口		熊谷		川越		春日部		所沢		行田		秩父		合計																						
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	増減	増減率																			
	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡	休業4日以上 死亡																			
製造業	食料品	26	18	6	9	24	23	25	29	34	114	0	30	31	10	19	0	2	155	0	245	0	90	0	58.1%														
	繊維製品	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6	0	3	0	-3	0	-50.0%														
	木材木製品	3	1	0	1	3	0	1	4	5	3	2	4	1	2	1	0	0	16	0	15	0	-1	0	-6.3%														
	パルプ紙製品	3	0	5	3	0	2	3	1	7	9	4	6	0	1	2	0	0	21	0	28	0	7	0	33.3%														
	印刷・製本	5	4	6	5	1	3	2	6	4	5	3	0	2	0	0	0	0	23	0	23	0	0	0	0.0%														
	化学工業	3	4	3	5	7	6	6	8	16	16	6	4	2	10	0	0	0	43	0	53	0	10	0	23.3%														
	窯業土石製品	2	2	1	3	5	0	11	1	4	2	3	3	2	4	0	1	0	1	17	0	27	1	10	1	58.8%													
	非鉄精錬	2	1	3	1	5	2	2	2	2	3	2	2	2	1	1	4	0	0	18	0	13	0	-5	0	-27.8%													
	鑄物	3	0	3	8	0	0	1	0	1	1	0	0	0	2	1	0	0	10	0	10	0	0	0	0														
	金属製品	7	10	14	0	11	9	1	5	0	12	7	21	31	7	8	2	3	1	73	1	78	0	5	-1	6.8%													
	一般機械器具	5	19	6	4	0	4	0	5	4	6	9	1	4	2	0	0	0	0	25	0	44	0	19	0	76.0%													
	電気製品	2	1	1	1	3	0	1	2	3	3	2	2	2	2	1	2	1	0	16	0	11	0	-5	0	-31.3%													
	輸送用機械器具	3	4	1	0	5	4	6	8	2	2	2	6	1	22	0	0	0	0	20	0	46	0	26	0	130.0%													
	その他	13	6	2	3	4	6	2	15	13	0	24	17	11	4	0	2	1	0	57	0	66	0	9	0	15.8%													
小計	80	0	76	0	51	0	54	0	66	1	66	1	70	0	88	0	118	0	222	0	78	0	81	0	31	0	67	0	6	0	8	0	500	1	662	1	162	0	32.4%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
建設業	土木工事業	12	19	2	4	6	0	4	2	10	15	0	9	1	10	0	11	6	1	2	2	55	0	60	1	5	1	9.1%											
	建築工事業	25	0	42	0	13	8	9	5	22	1	25	0	23	1	26	0	20	1	7	0	4	4	2	2	118	3	119	0	1	-3	0	0.8%						
	木造建築工事業	8	0	8	3	2	3	1	2	1	11	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	20	1	23	0	3	-1	15.0%											
	その他	9	1	13	0	2	16	2	0	9	0	6	18	1	16	1	12	1	0	3	1	0	0	53	2	75	1	22	-1	41.5%									
小計	46	1	74	0	17	0	28	0	17	0	18	0	33	1	41	0	56	2	51	2	41	1	30	0	11	0	8	5	4	0	226	5	254	2	28	-3	12.4%		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	13	0	9	0	-4	0	-30.8%									
農林業	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	-1	0	-50.0%								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
商業等の第三次産業	商業	101	0	110	49	41	20	22	57	0	58	1	83	0	122	38	39	15	15	4	4	367	0	411	1	44	1	12.0%											
	小売業	77	89	29	22	17	21	43	46	62	86	31	28	9	9	4	4	21	0	18	0	-3	0	-14.3%															
	新聞販売	4	0	4	6	0	3	1	1	3	5	0	7	1	1	0	2	1	0	0	0	21	0	18	0	-3	0	-14.3%											
	金融広告業	2	7	0	2	2	3	0	0	4	4	0	6	2	1	1	0	0	0	0	0	14	0	20	0	6	0	42.9%											
	郵便業	18	20	1	6	8	6	16	11	18	0	15	10	6	0	0	2	1	0	73	0	65	0	-8	0	-11.0%													
	保健衛生業	70	181	29	100	17	36	30	156	37	90	53	51	7	4	2	3	245	0	621	0	376	0	153.5%															
	医療保健業	16	86	9	67	3	4	6	105	12	28	19	22	2	0	1	0	68	0	312	0	244	0	358.8%															
	社会福祉施設	53	94	20	33	14	32	24	50	25	61	32	27	5	4	1	3	174	0	304	0	130	0	74.7%															
	接客娯楽業	38	46	13	15	11	13	23	33	24	43	23	22	1	4	3	3	136	0	179	0	43	0	31.6%															
	飲食店	25	34	10	11	7	9	19	15	19	34	16	13	1	3	0	0	97	0	119	0	22	0	22.7%															
	ゴルフ場	3	0	0	0	3	2	3	17	0	0	5	6	0	0	1	1	15	0	26	0	11	0	73.3%															
	清掃・と畜業	43	0	46	0	11	7	0	8	0	22	0	14	39	42	11	0	13	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0.0%											
	ビルメンテナンス	31	35	9	5	3	2	11	3	6	5	4	3	0	0	0	0	64	0	53	0	-11	0	-17.2%															
	廃棄物処理業	9	0	4	0	4	3	0	4	0	8	8	30	31	6	0	8	3	3	0	0	59	0	62	0	3	0	5.1%											
警備業	10	16	0	2	1	2	7	9	3	6	5	2	0	0	0	0	26	0	37	0	11	0	42.3%																
上記以外	28	41	9	8	5	0	10	11	24	22	1	21	1	9	16	1	3	5	0	0	87	1	125	2	38	1	43.7%												
合計	552	1	712	0	234	0	336	0	179	1	231	1	320	1	502	1	554	3	785	4	332	1	335	1	108	0	134	0	27	0	32	0	2,306	7	3,067	7	761	0	33.0%

4/20

(注) 1) この表は労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数である。2) 陸上貨物運送事業とは、道路貨物運送業及び貨物取扱業をいう。3) 廃棄物処理業とは、産業廃棄物処理業及びその他の廃棄物処理業をいう。

令和3年死亡災害発生事例

資料5

(令和3年7月5日集計)

番号	発生月	発生時間	業種	事業場規模	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	2月	0時	道路貨物運送業	10～29人	配送先の傾斜地に2トントラックを停めて降車したところ、傾斜地を逸走した2トントラックと建物の間にはさまれたもの。	はさまれ・巻き込まれ	トラック
2	3月	17時	建設業	1～9人	ドラグショベルの解体作業中、溶断したブームとともに地上に墜落し、ブームの下敷きになったもの。	墜落・転落	車両系建設機械
3	3月	6時	道路貨物運送業	10～29人	大型トレーラーを運転中、高速道路本線からインター出口方面へハンドルを切ったところ車体がバランスを崩し横転したもの。	交通事故	トラック
4	3月	6時	卸売業	10～29人	2トントラックで高速道路を走行中、車線変更したところ、ハイドロプレーニング現象によりコントロールを失い、側壁に衝突したもの。	交通事故	トラック
5	4月	11時	製造業 (窯業・土石)	50～99人	ホイストが2基付いている天井クレーンで、H鋼をつり上げたところ、連動したもう一方のフックがコンクリート製品用型枠(重さ2t)に引っ掛かり、滑り落ちて同クレーンの操作者に激突したもの。	激突され	クレーン
6	5月	9時	警備業	40～50人	高速道路上での工事規制帯内を徒歩で移動中、同規制帯内に侵入してきた一般通行車両にはねられたもの。	交通事故	乗用車、バス、バイク
7	5月	16時	その他	1～9人	エレベータピット内で、建屋側の出入口扉のワイヤーロープの交換作業が終了し、エレベータを自動運転に切り換えて始動させたところ、下降したカウンターウエイトに激突されたもの。	激突され	エレベーター、リフト
8	6月	10時	製造業 (金属製品)	10～29人	フォークリフト(ナンバープレート付)を運転して、工場へ向かって公道を走行していたところ、公道脇の水路に横転したもの。	交通事故	フォークリフト

※「脳・心臓疾患、精神障害」及び「新型コロナウイルス感染症に係るもの」及び調査中のものは除く。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

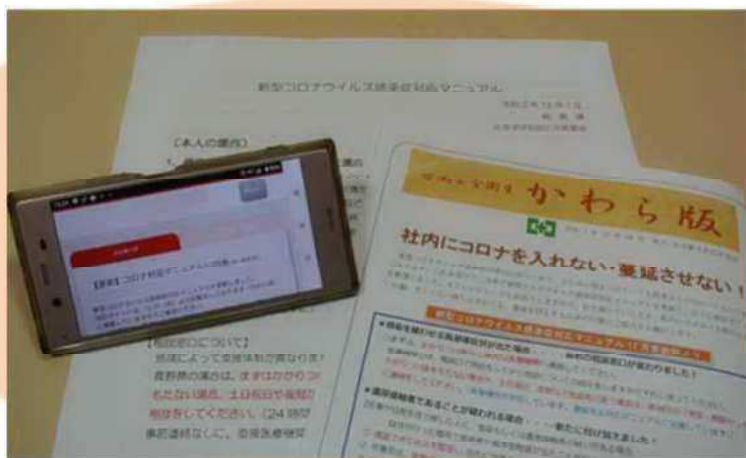
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

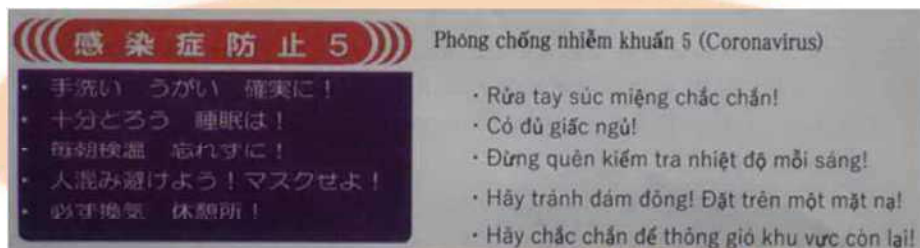
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することや、管理監督者に教育している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)を知り、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい/いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい/いいえ
	・外出時、屋内に入ると決め会話をすると共に、必ずがけやマスクの着用を求めている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出勤時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ

項	目	確認
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		

項	目	確認
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版